

臨時福祉給付金と 子育て世帯臨時特例給付金



臨時給付金専用ダイヤル
～ 8月8日(金)から開設～
電話 0120・999・334
8月8日(金)～平成27年2月9日(月)
平日午前9時～午後5時

8月8日(金)から支給対象となる可能性のある方へ申請書を発送します

消費税率の引き上げに際し、暫定的・臨時的な措置として「臨時福祉給付金」と「子育て世帯臨時特例給付金」を支給します。支給対象となる可能性のある方へ申請書などを送付しますので、必要事項を記入し、ご返送ください。(受け取ることができる給付金は、どちらか1つとなります)

臨時福祉給付金の支給要件

支給対象者

次のすべての条件に該当する方

- ☐ 平成 26 年 1 月 1 日現在、清瀬市の住民であった
- ☐ 平成 26 年度市民税（均等割）が非課税である
- ☐ 課税されている人の扶養親族になっていない
- ☐ 生活保護などの受給者ではない

◆支給額

1人に付き **10,000 円** (支給は1回限り)。なお、下記の「加算対象者」は、1人に付き **5,000 円** を加算

【加算対象者】

- ・老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金等の受給者
- ・児童扶養手当、特別障害者手当等の受給者 など

◆給付金の受け取り方

- ①支給要件に該当するかご確認ください
- ②支給要件すべてに該当する場合は、申請書に必要事項を記入し、確認書類を添付の上、返送してください

※給付金は口座振り込みになります。給付は、審査を経て決定しますので、申請書が届いた世帯が必ずしも給付対象となるわけではありません。

子育て世帯臨時特例給付金の支給要件

支給対象者

次のすべての条件に該当する方

- ☐ 平成 26 年 1 月 1 日現在、清瀬市の住民であった
- ☐ 平成 26 年 1 月分の児童手当・特例給付を受給している
- ☐ 平成 25 年中の所得が児童手当の所得制限限度額を超えていない

【支給対象児童】

支給対象者の平成 26 年 1 月分の児童手当・特例給付の対象となる児童（ただし、生活保護受給者である児童・臨時福祉給付金の対象となる児童は除く）

※支給対象児童であれば、子育て世帯臨時特例給付金の申請・支給時に中学校を卒業していても、対象となります。

※平成 26 年 1 月 1 日生まれの児童については、同年 2 月分の児童手当・特例給付の対象児童が支給対象児童となります。

支給額

支給対象児童1人につき **10,000 円**（支給は1回限り）

◆給付金の受け取り方

- ①支給要件に該当するかどうかご確認ください
②支給要件すべてに該当する場合は、申請書に必要事項を記入し、返送してください

※給付金は口座振り込みになります。振込口座は、原則、児童手当の口座となります。

申込期限

いずれも平成27年2月9日(月)(当日消印有効)まで

●公務員の方へ

平成 26 年 1 月 1 日に市内在住で、同年 1 月分の児童手当を受給している公務員の方は、職場から配布された「申請書(請求書)」と「児童手当(特例給付)受給状況証明書」を、

8 月 8 日(金)以降に郵送または直接下記へ。
【申請書の送付先】
 〒204 - 8511 清瀬市中里 5 - 842
 清瀬市役所臨時給付金受付室 行

◆ 問合せ

市役所代表☎ 492・5111

— 8月7日まで：臨時福祉給付金＝社会福祉課社会福祉係、子育て世帯臨時特例給付金＝子育て支援課助成係、市民税の課税・申告＝課税課市民税係

—8月8日以降：臨時給付金受付室（市役所本庁舎2階、内線205、☎0120・999・334）

ダイヤルイン電話番号一覧

課名	係名	ダイヤルイン 電話番号
企画課	企画調整担当	042-497-1802
	市民協働係	042-497-1803
新庁舎建設室	新庁舎建設係	042-497-1805
秘書広報課	秘書係	042-497-1807
	広報広聴係	042-497-1808
財政課	財政係	042-497-1810
	検査係	042-497-1811
市史編さん室	市史係	042-497-1813
広域行政協議会事務局		042-497-1814
総務課	庶務係	042-497-1819
	契約係	042-497-1840
	宮緒係	042-497-1841
職員課	職員係	042-497-1843
情報政策課	情報推進係	042-497-1845
防災防犯課	防災係	042-497-1847
	防犯係	042-497-1848
文書法制課	文書法制係	042-497-2031
	統計係	042-497-2032
市民課	住民係	042-497-2037
	戸籍係	042-497-2038
課税課	市民税	042-497-2040
	市民税係 軽自動車 ・法人税	042-497-2041
	固定資産税係	042-497-2042
徴収課	徴収係	042-497-2044
	管理徴収	042-497-2045

課名	係名	ダイヤルイン 電話番号
保険年金課	国保	資格・給付 042-497-2047
	係	国保税 042-497-2048
	年金係	042-497-2049
	高齢者保険係	042-497-2050
産業振興課	産業振興係	042-497-2052
社会福祉課	社会福祉係	042-497-2056
生活福祉課	庶務係	042-497-2058
	生活福祉係	042-497-2070
障害福祉課	庶務係	042-497-2072
	障害福祉係	042-497-2073
健康推進課	健康 推進 係	予防接種・各 種検(健)診 特定健診 042-497-2075
	保健サービス係	042-497-2076
	管理係	042-497-2077
高齢支援課	介護サービス係	042-497-2079
	高齢福祉係	042-497-2080
	地域包括支援セン ター	042-497-2081
子育て支援課	保育 ・幼稚 園係	保育園 ・幼稚園 042-497-2086
	給食・保健	042-497-2087
	助成係	042-497-2088
	学童クラブ係	042-497-2089
まちづくり課	まちづくり係	042-497-2093

課名	係名	ダイヤルイン 電話番号
道路交通課	道路施設係	042-497-2095
	交通安全係	042-497-2096
水と緑の 環境課	緑と公園係	042-497-2098
	環境衛生係	042-497-2099
下水道課	庶務係	042-497-2531
	施設計画係	042-497-2532
教育総務課	庶務係	042-497-2537
	施設係	042-497-2538
	学務係	042-497-2539
	指導主事	042-497-2552
指導課	教職員係	042-497-2553
	指導事務係	042-497-2554
会計課	会計係	042-497-2558
選挙管理委員 会事務局	選挙係	042-497-2561
監査委員事務 局	監査係	042-497-2563
議会事務局	庶務係	042-497-2566
	議事係	042-497-2567
代表番号		042-492-5111

※お使いの電話回線によっては、市外局番(042)からおかけくださいますようお願いいたします。

26市で一番の窓口を目指して

市役所本庁舎などにダイヤルインを導入

市では、7月14日から市役所の各部署へ直接電話をかけられる「ダイヤルイン（ダイヤルインサービス）」の運用を開始しました。

市役所からの電話も、今までの代表番号（042・492・5111）ではなく、係ごとに異なるダイヤルイン番号で通知され、担当係へ直

接連絡することができます。

なお、これまでの代表番号も利用できますので、担当部署が分からない場合やダイヤルイン番号が混雑している場合などは、代表番号におかけください。

問合せ 総務課庶務係 497・183

19